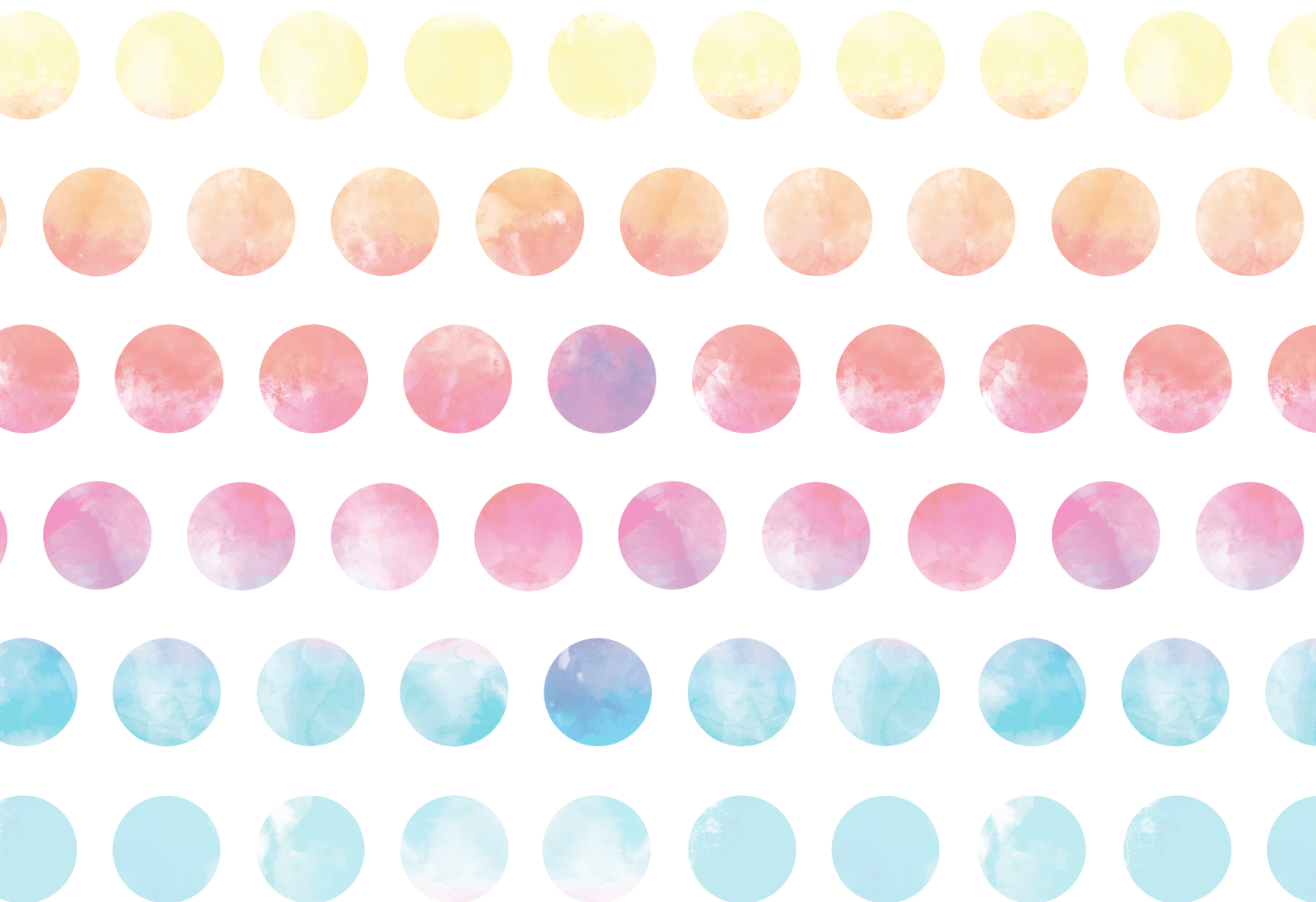


第7期 長野県高齢者プラン

2018年度(平成30年度)-2020年度

- 長野県老人福祉計画
- 第7期 介護保険事業支援計画

～長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり
自分らしく安心して地域で暮らしていける信州～





我が国は、今後一層の高齢化が進み、2025年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上になり、2035年には団塊ジュニアが65歳に到達し始め、世界でも類を見ない超高齢社会を迎えます。

本県は、平均寿命が女性で全国1位、男性で全国2位であり、高齢者の就業率が高いなど、全国屈指の健康長寿県ですが、2025年には、75歳以上の人口が全体の2割に迫り、介護需要がピークを迎えることが予想されています。

これまで、本県では、健康長寿世界一を目指して「しあわせ健康県」の実現を図るため、多様な主体と連携し県民総ぐるみで取り組む健康づくり県民運動「信州ACE（エース）プロジェクト」を展開するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいなどの各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」の構築を進めてきました。

本プランでは、健康寿命の更なる延伸を図るとともに、2020年に向けて地域包括ケア体制を確立させるため、今後3年間における長野県の高齢者福祉施策の方向性を明らかにしました。

今後、保健・医療・福祉を支える関係者はもとより、県民の皆様と本計画を共有し、『長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり自分らしく安心して地域で暮らしていける信州』の実現を目指していきたいと考えています。

本計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見をいただきました第7期長野県高齢者プラン策定懇話会の委員の皆様をはじめ、関係者並びに県民の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の着実な推進に向けて今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018年（平成30年）3月

長野県知事

阿部守一

目次

はじめに	1
第1編 計画の基本的な方向	4
第1章 長野県の高齢社会の現状	5
第1節 少子高齢化の現状と見通し	5
第2節 高齢者福祉の現状	10
第3節 地域包括ケア体制の構築状況	17
第4節 中長期的な介護サービス量等の見込み	23
第2章 2025年の長野県の姿	24
第1節 2025年の高齢化の状況	24
第2節 2025年の長野県の目指す姿	25
第3節 第7期計画における施策推進の基本方針	30
第2編 施策の推進	32
I 健康で生きがいをもった暮らしを	33
第1章 高齢者がいきいきと活動的に生活できる社会づくり	33
第1節 人生二毛作・生涯現役社会づくりの推進	33
第2節 健康づくりの総合的な推進	35
第2章 高齢者が健康でいきいき暮らせる地域づくり(フレイル対策の推進)	37
第1節 フレイル対策の総合的な推進	37
第2節 低栄養対策の推進	41
第3節 体力低下の防止と地域のつながりの促進	42
II 住み慣れた地域で最期まで自分らしく	43
第3章 住み慣れた自宅や地域で 安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の確立	43
第1節 地域の実情に応じた地域包括ケアの推進	43
第2節 地域ケア会議の推進	47
第3節 在宅生活を支援するサービスの充実	49
第4節 家族介護者への支援	52
第4章 医療と介護が一体となった在宅療養の推進	54
第1節 在宅医療・介護サービスの充実	54
第2節 地域における医療と介護の連携の強化	57
第3節 人生の最終段階におけるケアの充実と看取りの支援	60
第5章 認知症高齢者等にやさしい地域づくり	62
第1節 医療・介護等の連携による支援	62
第2節 認知症の理解の促進と地域支援の強化	64
第3節 若年性認知症施策の推進	65



第6章 介護人材の養成・確保	66
第1節 介護人材の確保・定着	66
第2節 介護人材の資質向上	69
第3節 福祉・介護に対する理解の向上	71
第7章 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出	72
第1節 介護保険施設等の整備	72
第2節 高齢者の多様な住まい方への支援	74
第3節 安全・安心な住まいづくり	78
第8章 安全・安心な暮らしの確保	79
第1節 高齢者の権利擁護	79
第2節 消費生活の安定と向上	82
第3節 交通安全対策の推進	84
第4節 要配慮者対策の推進	85
Ⅲ よりよい介護サービスの提供・利用に向けて	87
第9章 介護保険制度の適切な運営	87
第1節 介護サービスの質の向上	87
第2節 適切なサービス利用の促進	88
第3節 保険財政への支援と低所得者の負担軽減等	90
第4節 自立支援・介護予防・重度化防止の取組への支援	92
第5節 介護給付適正化の推進	93
第3編 サービス量の見込みと達成目標	96
1. 介護サービス量の見込みと目標	97
2. 老人福祉サービスの目標	100
3. その他の達成目標（再掲）	100
第4編 老人福祉圏域	104
佐久圏域	107
上小圏域	111
諏訪圏域	115
上伊那圏域	119
飯伊圏域	123
木曾圏域	127
松本圏域	131
大北圏域	135
長野圏域	139
北信圏域	143
付属資料	148

はじめに

1. 計画策定の趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度は、2000年（平成12年）4月のスタートから約20年が経過し、長野県内の介護サービス提供基盤の整備が進むとともに、サービスを利用する人は2.8倍に増加するなど、老後の安心を支える仕組みの一つとして社会に定着してきました。

その間、本県の高齢者数・高齢化率は一貫して増加・上昇傾向にあり、2014年（平成26年）10月から2017年（平成29年）10月の3年間で、高齢者数は2万7千人増加して64万1千人に、高齢化率は1.7%上昇して30.9%に達しました。今後も高齢化は進行し、65歳以上の高齢者数がピークを迎える2020年以降も高齢化率は長期にわたって上昇が続く見込みです。

現行の医療・介護サービスの提供体制では、75歳以上の人口がピークを迎える2030年に十分に対応できなくなる恐れもあるため、この時期を迎える前に医療・介護サービスの一体的な提供体制を構築する必要があります。

第6期長野県高齢者プラン（以下、「第6期計画」。計画期間 2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度））では、市町村が主体となった地域包括ケア体制*の構築を支援してきました。第7期長野県高齢者プラン（以下、「第7期計画」）は、第6期計画を継承しつつ、地域包括ケア体制*を深化・推進させるために策定するものです。

2. 計画の性格

(1) 計画の位置付け

この計画は、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」における高齢者福祉分野の個別計画として位置付けられるもので、SDGs*の趣旨を最大限尊重の上、今後の高齢者福祉全般についての県の施策を示すものです。また、「第4期長野県介護給付適正化計画」を包含しています。

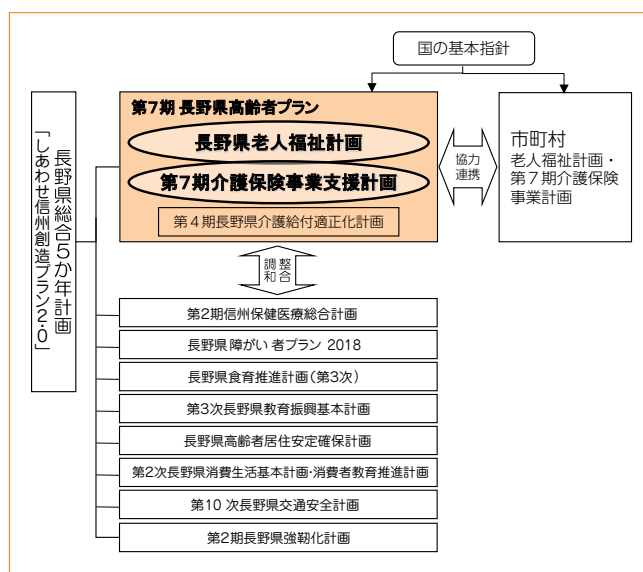
(2) 法的根拠

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9の規定による「長野県老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の規定による「第7期介護保険事業支援計画」として一体的に策定するものです。

(3) 市町村計画との連携

介護給付等対象サービスの利用見込みや施設整備の目標等は、市町村が策定する老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画を踏まえ定めています。

また、高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の実施主体である市町村と協力・連携を図り





ながら策定しています。

(4) 関連する他分野の計画

本計画の策定にあたっては、関連する計画との整合・調和を図ります。

関連する計画（カッコ内は、計画年度）は以下のとおりです。

- ・ 第2期信州保健医療総合計画(2018～2023年度)
- ・ 長野県障がい者プラン2018(2018～2023年度)
- ・ 長野県食育推進計画(第3次)(2018～2022年度)
- ・ 第3次長野県教育振興基本計画(2018～2022年度)
- ・ 長野県高齢者居住安定確保計画(2018～2023年度)
- ・ 第2次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画(2018～2022年度)
- ・ 第10次長野県交通安全計画(2016～2020年度)
- ・ 第2期長野県強靱化計画(2018～2022年度)

(5) 2017年（平成29年）の介護保険制度改正の要旨

2017年（平成29年）の介護保険制度改正は、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を目指すものです。第6期計画期間中は、地域包括ケア体制*の構築のために、在宅医療・介護連携推進事業*の実施、認知症初期集中支援チーム*や認知症地域支援推進員*の設置等が進められました。

第7期計画では、2017年（平成29年）の介護保険制度改正の趣旨を踏まえ、市町村による保険者*機能の発揮や、医療・介護の連携推進等に向けた取組を行います。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

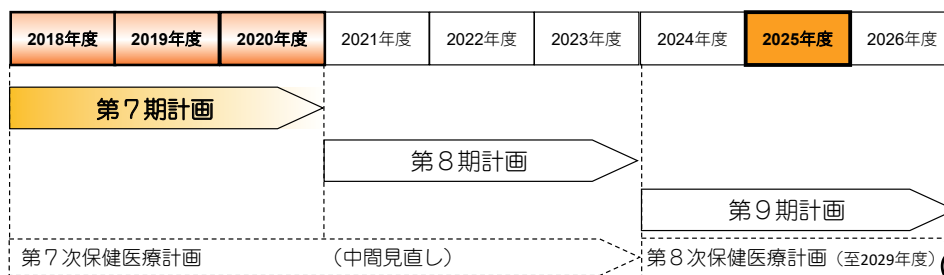
5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とする。

資料：厚生労働省「2017年介護保険法改正」

3. 計画の期間

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、2018年度（平成30年度）を初年度とし、2020年度を目標年度とする3か年計画とします。なお、第7期計画は、2025年に必要と見込まれる医療・介護の提供体制を想定した計画となります。



4. 政策評価による計画の推進

この計画で示す施策は、県民の理解と協力を得ながら着実に推進していくこととします。また、計画の進捗状況等について点検・自己評価を行うとともに、評価結果を公表することにより、県民に対する説明責任を果たします。

5. 市町村計画の推進支援

高齢者福祉事業及び介護保険事業の実施主体である市町村に対しては、必要な助言等を行い、市町村老人福祉計画・第7期介護保険事業計画が円滑に推進されるよう支援します。